

○周南市農業委員会会長等互選規程

令和5年7月10日農委規程第6号

周南市農業委員会会長等互選規程

(趣旨)

第1条 この規程は、法令に定めるもののほか、周南市農業委員会規程（令和2年周南市農業委員会規程第1号）第3条の別に規程で定める周南市農業委員会（以下「委員会」という。）の会長（以下「会長」という。）又は会長職務代理者（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第5条第5項の規定により会長の職務を代理する者をいう。以下同じ。）（以下これらを「会長等」という。）の互選の方法及び手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(互選会)

第2条 会長等の互選は、委員会の委員（法第8条第1項に規定する委員をいう。以下同じ。）の会議（法27条第1項に規定する会議をいう、以下「総会」という。）における互選会（以下「互選会」という。）において行う。

(互選会の時期)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合の会長等の互選会は、市長が招集する総会において行う。

(1) 委員の任期満了による任命後最初の場合

(2) 会長等がともに欠けた場合

2 会長等のうち一方が欠けたときの会長又は会長職務代理者の互選会は、その欠けた日から起算して30日以内に、在任する一方の者（その者に事故があった場合は市長）が招集する総会において行う。

(互選会の招集)

第4条 互選会を招集しようとする者は、互選会を開催する旨、互選会の日時、場所及び互選の種類を定め、あらかじめ委員に通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、周南市農業委員会総会会議規則（令和5年周南市農業委員会規則第2号。以下「総会会議規則」という。）第3条の規定による総会の通知により、前項の通知の項目を委員に通知して招集している場合は、前項の互選会の招集があったものとみなす。

(互選会の成立及び議事)

第5条 互選会は、在任する委員の3分の2以上の出席により成立し、その議事は、出席委員の過半数により決する。

(互選管理者)

第6条 互選に関する事務を管理執行するため、互選会に互選管理者を置く。

2 互選管理者は、総会会議規則第7条各項に定める総会の議長をもって充てる。

3 互選管理者は、その事務を補助させるため、互選管理事務補助者を委員会の事務局の職員のうちから指名する。

(互選の方法)

第7条 互選の方法は、投票又は指名推薦とする。

(投票の宣告)

第8条 第16条第1項に規定する指名推薦の方法ではなく、投票の方法により互選を行うときは、互選管理者は、投票開始前にその旨を宣告しなければならない。

(投票用紙の交付)

第9条 投票の方法による互選を行うときは、互選管理者は、投票用紙(別記様式)を互選管理事務補助者により出席委員全員に交付させた後、交付漏れの有無を確かめなければならない。

(投票箱の点検)

第10条 互選管理者は、互選管理事務補助者に投票箱に疑義がないことを確認させ、かつ、投票箱の中に何も入っていないことを出席委員全員に示さなければならない。

(投票)

第11条 投票の方法による互選は、単記無記名の投票により行う。

2 投票は、委員1人につき1票とする。

3 委員は、順次、投票用紙を備付けの投票箱に投入するものとする。

(無効投票)

第12条 次に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いていないもの

(2) 互選される者の氏名を自書していないもの

(3) 互選される者の氏名以外の事項を記入したもの(官位、職業、住所又は敬称の類を記入したものを除く。)

(4) 互選される資格のない者の氏名を記入したもの

(5) 1票中に互選される資格を有する者2人以上の氏名を記入したもの

(投票箱の閉鎖)

第13条 互選管理者は、投票が終了したと認めるときは、投票漏れの有無を確認、投票箱の閉鎖を宣告する。

2 前項の宣告のあった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第14条 互選管理者は、投票終了後、開票を宣告し、立会人とともに速やかに投票用紙を開き、投票内容の調査及び点検（以下「投票用紙の点検」という。）を行い、投票の効力を決定し、投票数を計算しなければならない。

2 前項の立会人は、当該総会の議事録署名委員（総会会議規則第25条第3項に定める議事録を署名する出席委員をいう。）をもって充てる。

3 投票の効力について、疑義のあるものは、立会人の意見を聴いて互選管理者が決定する。

(当選人の決定)

第15条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じ場合は、くじにより当選人を決定する。

3 前項のくじには、前条第2項に規定する立会人を置くものとする。

(指名推選)

第16条 第8条から前条までの規定にかかわらず、出席委員の中に異議がないときは、互選につき投票の方法によらないで、指名推選の方法によることができる。

2 前項の方法により互選を行う場合においては、互選管理者は、被指名人をもって当選人と定めてよいかどうかを互選会に諮り、出席委員の全員の同意があった場合は、被指名人をもって当選人とする。

3 指名推選の方法により2人以上を互選する場合は、被指名人を区別して前項の規定を適用してはならない。

(当選の報告)

第17条 前2条の規定により当選人が決定した場合は、互選管理者は直ちに互選会にその結果を宣告するものとする。

(当選の通知)

第18条 互選管理者は、遅滞なく当選人に対し、当該当選人の役職名及び互選の方法

を記載した文書をもって当選の通知をしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、互選会に出席している当選人に対しては前条の規定による宣告をもって当選人への通知をしたものとする。

(会長等となることの承諾)

第 19 条 互選管理者は、遅滞なく当選人に対して会長等となることの承諾を求めなければならない。

- 2 前条第 1 項に規定する通知を受けた当選人は、前項の請求に対して、その請求のあった日から 3 日以内に、文書により承諾をするか否かについて回答しなければならない。

- 3 前項の期間内に承諾をする旨の回答又は意思の表示がない場合には、その当選人は、会長等になることの承諾をしなかったものとみなす。

- 4 前 2 項の規定にかかわらず、互選会に出席している当選人は、第 1 項の請求に対して、会場の席上において承諾をするか否かの意思表示をしなければならない。その意思表示をもって承諾をしたものとする。

- 5 前項において、承諾をする旨の意思の表示がない場合には、その当選人は、会長等になることの承諾をしなかったものとみなす。

(再互選会の開催)

第 20 条 当選人につき前条の承諾が得られなかったときは、互選管理者は、再び互選会を開催し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により当選人を定めなければならない。

(1) 投票の方法により互選を行った場合 当選人に次いで有効投票の得票の多数の者を当選人として定める。

(2) 指名推選の方法により互選を行った場合 投票の方法によるのか、指名推選の方法によるのかを互選会に諮り、決定した方法で再び互選を行う。

- 2 前項の規定により当選人が決まった場合には、第 17 条、第 18 条及び前条の規定を準用する。

(互選された時期)

第 21 条 第 19 条の承諾によって、その当選人は、会長等に互選されたものとする。

(記録の作成)

第 22 条 互選管理者は、互選会終了後、遅滞なく互選の経過を記載した互選に関する

記録を作成し、会長に提出しなければならない。投票の方法による互選を行った場合は、あわせて投票用紙も提出しなければならない。

2 前項の記録の作成は、総会会議規則第 25 条第 1 項に規定する議事録の作成をもってなされたものとする。

3 第 1 項の規定により提出のあった書類は、適切に保存しなければならない。

(その他)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、互選の手続に関し必要な事項は、互選会で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(周南市農業委員会規程の一部改正)

2 周南市農業委員会規程（令和 2 年周南市農業委員会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「以下この項において」を「以下」に改める。

第 3 条を次のように改める。

(会長等の互選の方法等)

第 3 条 会長等の互選の方法及び手続は、別に規程で定める。

第 4 条第 1 号中「総会」を「総会（農業委員会法第 27 条第 1 項に規定する総会をいう。以下同じ。）」に改める。

別記様式中「住 所 周南市」を「住 所」に改める。

別記様式（第9条関係）

（投票用紙）

<table border="1"><tr><td data-bbox="496 421 726 488">候補者氏名</td></tr><tr><td data-bbox="496 488 726 1064"></td></tr></table>	候補者氏名		<p data-bbox="970 432 1007 801">周 南 市 農 業 委 員 会</p> <table border="1" data-bbox="882 869 1090 1070"><tr><td data-bbox="882 869 1090 1070">周 南 市 農 業 委 員 会 印</td></tr></table>	周 南 市 農 業 委 員 会 印
候補者氏名				
周 南 市 農 業 委 員 会 印				

備考 用紙の大きさは、縦12センチメートル、横10センチメートル